

第二六回

参第一五号

公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法（案）

（目的）

第一条 この法律は、公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部における教育の充実を図るため、当該学校の教職員の給料その他の給与、建物の建築等に要する経費についての国の費用負担を定めることを目的とする。

（教職員給与費等の国庫負担）

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、次の各号に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寮母、講師及び事務職員（以下「教職員」という。）の給料、扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当（事務職員に係るものとする。）日直及び宿直に関する手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当、退職手当、退職年金及び退職一時金、死亡一時金、旅費並びに公務災害補償に要する経費

二 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十項の規定により同法による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十六条第三号の規定の例によるものとされる恩給で公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部の教職員に係るものに要する経費

（教材費の国庫負担）

第三条 国は、毎年度、公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部における教育の教材に要する経費（理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第九条に規定する経費を除く。）の一部を負担する。

2 前項の教材費は、公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部の幼児及び生徒の数を基礎として算出するものとし、当該幼児及び生徒一人当りの教材費の国の負担額その他その配分に関し必要な事項は、政令で定める。

3 政府は、前項に規定する幼児及び生徒一人当りの教材費の国の負担額を政令で定める場合には、盲学校及び聾学校の特殊事情を考慮して定めなければならない。

（建物の建築に要する経費の国庫負担）

第四条 国は、公立の盲学校及び聾学校の建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。以下同じ。）で当該学校の幼稚部及び高等部に係るものの新築及び増築（以下「建築」という。）に要する経費の二分の一を負担する。

2 前項に規定する建物の建築に要する経費の種目は、当該建築の本工事費及び附帯工事費（以下「工事費」という。）並びに事務費とする。ただし、買収その他これに準ずる方法による建物の取得の場合にあつては、当該建物の買収費及び事務費とする。

- 3 前項に規定する事務費の工事費（買収その他これに準ずる方法による建物の取得の場合にあつては、買収費）に対する割合は、政令で定める。
- 4 第一項に規定する建物の建築に要する経費は、盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部において教育を行うのに必要な最低限度の幼児及び生徒一人当りの坪数を基準として算定するものとする。
- 5 第一項に規定する建物の建築に要する経費の額は、前項に規定する基準に従い、地方公共団体の提供する資料、実地調査の結果等を勘案して文部大臣が決定するものとする。（政令への委任）

第五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 2 第二条第二号の規定及び附則第四項の規定による改正後の地方財政法（昭和三十二年法律第九号）第十条第二十七号の規定中教職員の恩給に要する経費に係る部分は、昭和三十三年四月一日以後において退職し、又は在職中死亡した者に係る恩給から適用する。
- 3 公立の盲学校及び聾学校の建物で当該学校の幼稚部及び高等部に係るものの建築に要する経費は、第四条第四項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部の幼児及び生徒一人当りの基準坪数に当該幼児及び生徒の数（寄宿舍にあつては、収容する幼児及び生徒の数とする。以下同じ。）を乗じた坪数（建物の増築の場合にあつては、当該坪数から従来の保有坪数を控除した坪数とする。）を基準として算定するものとする。ただし、幼児及び生徒一人当りの基準坪数については、当該学校の幼稚部及び高等部の所在地の積雪寒冷度、当該学校の幼稚部及び高等部の幼児及び生徒の数、当該学校の幼稚部及び高等部における幼児及び生徒の一学級の平均収容数又は当該学校の建物で当該学校の幼稚部及び高等部に係るものの構造に応じ、政令で定めるところにより補正を行うものとする。

一 校舎についての幼児及び生徒一人当りの基準坪数	二・五五坪
二 屋内運動場についての幼児及び生徒一人当りの基準坪数	〇・二〇坪
三 寄宿舍についての幼児及び生徒一人当りの基準坪数	三・二〇坪
- 4 地方財政法の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

二十七 盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部における教育に従事する教職員の給与及び恩給並びに当該教育の教材に要する経費並びにこれらの部の建物の建築に要する経費

理 由

公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部における教育の充実を図るため、当該学校の教職員の給料その他の給与、建物の建築等に要する経費について国が特別に費用を負担することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
総額 約二億円